

退会、休会について

【 規約より抜粋 】

第8章 退会、休会

第11条 会員の退会、休会の希望については、随時受け付けるものとする。

- I. 退会する者は、退会届を提出しなければならない。
- II. 休会（1カ月以上）を希望する会員は、休会届を提出しなければならない。
- III. 休会届の提出や申し出も無く、1カ月以上練習不参加の場合は退会とする。

退会、休会は随時受け付けます。

それぞれの届書提出が必要になります。

休会についての月会費は1,500円とします。

HPより届書をダウンロードして必要事項を記入しメール添付またはファックスで送信してください。

Email：kounan-b.a@dg7.so-net.ne.jp

FAX：045-821-6567